

年 表

(注) 本表以外、出版物の刊行、研修会・講演会の開催は、それぞれの箇所の表をご参照下さい。
記事末尾の括弧内数字(0.0)は、その事項の終了年月。

	年 月	記 事
準備室	59. 3	設立準備室設置(1日)
	3	設立発起人会(16日)
	3	設立許可申請書を建設大臣あてに提出
59	59. 4	設立(12日) 事務所を港区西新橋2-7-4 第20森ビル8階に設置
	4	「不動産取引紛争事例等調査研究委員会(委員長 平井宜雄東京大学教授)」を設置、調査研究活動を開始
	6	設立披露パーティー(11日)
	6	紛争事例収集調査、全国の都道府県から約6千件を収集(59.12)
	8	紛争事例実態調査(アンケート)約1千件を回収(59.12)
	8	宅建業者の関与した判例の収集を開始
	11	「瑕疵関係等技術調査研究委員会(委員長 今泉勝吉工学院大学教授)」を設置(62.7)
	11	「不動産取引紛争防止実態調査研究委員会(委員長 石原舜介東京工業大学教授)」を設置(60.10)
	12	業務方法書(特定紛争処理業務)建設大臣認可(21日)
	60. 2	紛争処理委員20名を委嘱
	3	特定紛争案件処理業務を開始(1日)
60	60. 5	業者側に立った紛争防止策の研究会
	7	「不動産取引紛争事例集」を刊行(現在3集まで発行)
	7	「不動産販売員登録制度検討委員会(委員長 水本 浩立教大学教授)」を設置(61.7)
	61. 1	「宅地建物取引判例の要点」を刊行(現在4集まで発行)
	2	朝日新聞に消費者からの照会に対する回答記事の掲載を開始(元.6)
	3	「不動産取引の手引き」(県によっては、「マイホーム 購入のここがポイント」)を作成—消費者啓発活動を本格化、以後毎年度版製作—
61	61. 4	紛争処理基準検討委員会を設置(4.3)
	7	「宅地建物取引業従業者(不動産販売員)登録制度等検討委員会」、最終報告書を発表
	7	建設省住宅局から「住宅相談マニュアル」作成検討業務を受託(61.10)
	7	「不動産取引契約書研究委員会(委員長 飯原一乗弁護士)」を設置、標準売買契約書の研究を開始(元.12)
	8	近畿圏業法主管課担当者で媒介報酬請求権に関する判例の研究を開始(2.12)

61	12 62. 3	宅建業法改正(宅建試験民間委譲) 「事前相談体制検討委員会(委員長 水本 浩立教大学教授)」を設置(62.7)
62	62. 4 5 5 10 12	寄附行為改正(試験実施関係)建設大臣認可(6日) 試験部および試験第一課を設置、宅建試験準備を開始(1日) 試験指定機関となる(11日) 試験を主に担当する常務理事を設置(1日) 都道府県ごとの試験協力機関が全部決定
63	63. 4 5 7 8 10 元. 2 2 3 3 3	試験第二課を設置、試験事務室を借り増し(第20森ビル5階) 試験第三課を設置 「都道府県の紛争相談窓口対応に関する検討委員会」を設置、「宅地地盤の見分け方に関する研究委員会(委員長 古藤田喜久夫早稲田大学教授)」を設置(6.3) 試験申込受付 第一回の試験を実施(16日) 事務所を港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル 3階に移転(20日) 都道府県宅地建物取引業法主管者協議会にOA部会を設置 建設省が設置した海外不動産に関する取引等研究会の事務局として研究を開始するとともに対米調査団に参加(元.7) 建設省が設置したリゾート会員権取引に関する研究会の事務局として研究に参加(2.9) 「不動産取引紛争事例要旨集(62年度版)」を刊行(以後毎年度版を発行)
元	元. 4 4 10 11 2. 1	調査研究部に研究課を設置(1日) 創立5周年記念パーティー(10日) 情報管理部を設置、宅建業OA化事業実施の準備を開始(1日) 消費者向けマンガパンフレットの作成について検討開始(2.4) 消費者向けビデオの作成について検討開始(2.9)
2	2. 4 4 4 4 5 7 7 9	情報管理部に管理課とシステム課を設置(1日) 「OA事務マニュアル」検討を開始(2.9) 「不動産媒介契約研究委員会(委員長 稲本洋之助東京大学教授)」を設置、媒介実態調査研究を開始(6.1) 宅地建物取引業法制定、改正の経緯に関する調査研究を開始(3.11) 寄附行為改正建設大臣認可(OA事務関係、7日) 「標準住宅賃貸借契約書検討委員会(委員長 玉田弘毅明治大学教授)」を設置(建設省住宅局から受託)、賃貸関係研究を本格化(3.3) 理事長常勤となる(1日) 宅建業免許・主任者登録事務の電算処理システムの管理運営事業(OA事業)を開始(1日)

3	3.4	重要事項説明に関する解説書籍の作成検討開始(3.10)
	6	建設省住宅局から民間賃貸住宅管理実態調査業務を受託(4.3)
	8	調整課を調整第一課と第二課に分割、企画調整部に経理課を設置(1日)
	9	OA化、主任者データベース概成
	11	建設省建設経済局からリゾートクラブ会員権問題に関する調査研究を受託(4.3)
4	4.4	消費者向け単行本の作成検討開始(4.10)
	5	都道府県担当者向けの「紛争防止啓蒙マニュアル」作成のための検討委員会を設置(6.3)
	6	OA部会に免許事務等改善委員会を設置
	9	期限付借家制度等の検討業務を建設省住宅局から受託(5.3)
	9	民間賃貸住宅契約の実態調査と「民間賃貸住宅契約・管理マニュアル」作成検討事務を建設省住宅局から受託(5.3)
	10	宅地保証制度検討会を設置(5.3)
5	5.4	大蔵省印刷局から消費者向けのマンガ本を発行するための作業を開始(6.3)
	7	建設省の契約標準化検討委員会の事務局として検討に参加、同ワーキンググループの検討業務を建設経済局から受託(6.3)
	7	OA部会にA判化推進委員会を設置
	8	OA化、業者データベース概成
	9	建設省住宅局から特定優良賃貸住宅供給計画の認定等の運用基準策定業務のうち管理問題マニュアル作成業務を受託(6.3)
	9	不動産取引用語辞典の第三次改訂作業を開始(6.2)
	6.1	媒介研究委員会の成果「媒介契約のあり方についての提言」を報道機関に発表

○ 編集後記 ○

◇ 創立十周年記念号をお届けいたします。

◇ 早いもので、当機構も、昭和五十九年四月十二日に設立され、このたび十周年を迎えました。これもひとえに皆様方の暖かいご指導とご支援の賜物とことから厚く御礼申し上げる次第です。

◇ 設立当初は、専務理事以下常勤役職員七名でスタートし、徐々に事務局組織の充実を図りながら、特定紛争の処理事業と紛争予防のための調査研究事業、広報出版・研修等啓発事業を行ってまいりました。その後、昭和六十三年からは、宅建試験事業が加わり、さらに平成二年からは、宅建事務OA事業も開始されて、現在理事長以下二九名の陣容でそれぞれの業務に励んでおります。

◇ 本号は、十年という節目に当たり、この十年間に私どもが行ってきた業務を整理してまとめてみました。ご参考に供していただければ幸いです。

◇ この十年は、不動産市場、かつてないバブルの発生と崩壊により、極めて波瀾に富んだ時期でありました。十年を機に、私ども、初心に立ち帰り、機構本来の目的である消費者保護と宅建業の健全な発展に寄与して行くよう、全員一致して一層努力してまいる所存でございますので、今後ともよろしくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

平成六年四月八日 平成六年四月十二日 発行 印刷	発行人 編集責任者 制作 印刷 財不動産適正取引推進機構 〒105 東京都港区虎ノ門三十八-1-21 (第三十三森ビル3F) TEL 〇三(三四三三)八一-一 代 加納 宏之 加納 正敏 株式会社新報社 株式会社エヌビーコミュニケーションズ
--	--